

## 別海町告示第147号

別海農業振興地域整備計画（令和7年4月30日決定告示）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により告示し当該農業振興地域整備計画変更案を次により縦覧します。

当該農業振興地域整備計画変更案に意見がある者は、法第11条第2項の規定により意見書を提出してください。

当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議がある時は、令和7年5月16日の翌日から起算して15日以内に町にこれを申し出ることができます。

令和7年5月16日

別海町長 曾 根 興 三

### 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年5月17日

至 令和7年5月31日

### 2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場産業振興部農政課

### 3 意見書の提出方法等について

#### （1）意見書の提出先

##### ア 郵便等

〒086-0205

野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場産業振興部農政課農業政策担当

##### イ ファクシミリ

0153-75-2497

#### （2）意見書の提出期限

令和7年5月31日（必着）

#### （3）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意です。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載してください。

イ 意見書は、公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

#### 4 異議申出書の提出方法等について

##### (1) 異議申出書の提出先

###### ア 郵便等

〒086-0205

野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場産業振興部農政課農業政策担当

###### イ ファクシミリ

0153-75-2497

##### (2) 異議申出書の提出期限

令和7年6月15日（必着）

##### (3) 異議申出書の提出上の注意

ア 異議申出書の様式は任意です。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載してください。

イ 農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることはできません。

ウ 電話での異議の申出はお受けできません。